西宮市医療費助成制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市医療費助成条例(昭和46年西宮市条例第23号。以下「条例」という。)及び西宮市医療費助成条例施行規則(昭和46年西宮市規則第56号。 以下「規則」という。)に規定する受給資格等の期間及び受給資格等の特例に係る事務取扱について定める。

(受給資格等の始期及び終期)

- 第2条 受給資格等の始期及び終期は、次のとおりとする。
 - (1) 受給資格等の始期

文相其相守(7)相列	,,
区分	始期
1 条例第2条第1項第1号に該当す	同号に該当することとなった日の属
る者	する月の初日(ただし、世帯状況に
	異動があったことにより該当するこ
	ととなった場合は該当することとな
	った日の属する月の翌月の初日)
2 条例第2条第1項第2号から第4	当該各号のいずれかに該当すること
号までのいずれかに該当する者	となった日
3 条例第2条第1項第5号又は第6	当該各号のいずれかに該当すること
号に該当する者	を証する医師の診断のあった日の属
	する月の初日
4 条例第2条第1項第7号に該当す	(1) 精神障害者保健福祉手帳の交
る者	付があった日の属する月の初日
	(2) 精神障害者保健福祉手帳の等
	級の見直しにより該当することと
	なった場合は、当該見直しのあっ
	た日の属する月の初日
5 条例第2条第1項第8号又は第9	受給資格の認定を申請した日の属す
号に該当する者	る月の初日
	(ただし、当該各号のいずれかに該
	当することとなった日が申請日の属
	する月である場合はその日)
6 本市に住所を有することとなった	本市に住所を有することとなった日
とき	

7 医療保険各法の適用を受けること	医療保険各法の適用を受けることと
となったとき	なった日
8 生活保護法(昭和25年法律第14	保護が廃止又は停止をされた日
4号)による保護が廃止又は停止にな	
ったとき	
9 条例第2条第1項各号のいずれか	当該助成を受けなくなった日
に該当することで助成を受けている	
者が他の号による助成を受けること	
となったとき(西宮市高齢障害者医	
療費助成要綱第2条第2号に該当す	
るものを除く)	
10 その他市長が認めるとき	市長が認める日

(2) 受給資格等の終期

での間に左の き 当年の 6
き 当年の6
3 3 7 7 0
までの間に左
とき 翌年の
の診断のあ
∃
った日が月の
前日
った日が月の
その属する月
該当する者
する者でなく
なった日(た
町村に住所を
その日の前

7 医療保険各法の適用を受けなくな	医療保険各法の適用を受けなくなっ
ったとき	た日の前日
8 生活保護法(昭和25年法律第14	保護を受けた日の前日
4号)による保護を受け、又は受けら	
れることが明らかとなったとき	
9 条例第2条第1項の他の号による	当該助成を受けることとなった日の前
助成を受けることとなったとき(西	日
宮市高齢障害者医療費助成要綱第2	
条第2号に該当するものを除く)	
10 その他市長が認めるとき	市長が認める日

(受給資格等の特例の取扱い)

- 第3条 受給資格等の特例については、次のとおり取り扱う。
- 1 規則第1条の3に規定する失業等その他市長が定める事由に該当するか否かは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、税務官署の収受印のある廃業届の写し等を添付した本人の申立書により確認する。
- 2 規則第1条の3に規定する収入の著しい減少の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 収入は、当該年の初日から事由発生日までの収入額と事由発生日後1箇月間の収入額を基に推計した事由発生日から当該年の末日までの収入見込額を合計した額を基準とし、福祉医療制度の各制度の所得等の計算方法を用いて推計所得を算出する。この場合において、扶養親族等の数は、受給資格等の認定の申請があった日における状況で判断することとする。
 - (2) 前号の推計所得を基として、条例及び規則に規定する福祉医療制度の各制度の所得要件を満たす場合は、規則第1条の3に規定する収入の著しい減少があったものとする。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。 付 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。 付 則

この要綱は、令和3年7月1日から実施する。 付 則

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。